チュチェ思想国際研究所規約

- 第1条 本組織はチュチェ思想国際研究所と称する。
- 第2条 チュチェ思想国際研究所は、チュチェ思想に関する国際的な学術研究普及機関である。
- 第3条 チュチェ思想国際研究所は、チュチェ思想を研究し、普及することを基本任 務とする。
 - 2項 チュチェ思想国際研究所は、チュチェ思想地域研究所や各国のチュチェ思想 研究組織のチュチェ思想に関する研究、普及および適用のための学術的理論 的活動を掌握・援助し、極力奨励する。
- 第4条 チュチェ思想国際研究所は、その性格と任務にしたがって次のような活動を おこなう。
 - 1) 金日成主席と金正日総書記、金正恩第一書記の古典的な著作を広範に普及する。
 - 2) チュチェ思想に関する討論会、講演会などを組織する。
 - 3) 理論誌『チュチェ思想研究』を1年に1回以上、『事務局便り』を3ヶ月に1回以上、その他必要な刊行物を発行する。
 - 4) 世界各国でおこなわれるチュチェ思想の研究普及および適用のための活動に理論的に協力し、経験を交流する。
 - 5) チュチェ思想に関するインターネット・ホームページを開設し、運営する。
- 第5条 チュチェ思想国際研究所は、チュチェ思想に関心をもつ世界各国の団体、および個人と連携をもち、その活動をおこなう。
 - 2項 チュチェ思想国際研究所は、各国、各大陸に自己の成員団体を組織すること ができる。

- 第6条 チュチェ思想国際研究所の指導機関は理事会である。
 - 2項 理事会は、理事長、副理事長、事務局長、理事により構成される。
 - 1) 理事長 1名
 - 2) 副理事長 2 名以内
 - 3) 事務局長 1 名
 - 4) 理事 アジア、アフリカ、ラテンアメリカ、ヨーロッパの各地域から4名以内
 - 5) 朝鮮社会科学者協会 1名
 - 6) 在日本朝鮮人総聯合会 1名
 - 3 項 理事会会議は3年に1回理事長が招集する。また、3分の2以上の理事が要求したときには臨時会議を招集することができる。
 - 4項 理事会は、チュチェ思想国際研究所のすべての重要な活動を討議決定し、理 事長、副理事長、理事を選出し、名誉理事長、名誉副理事長を認定する。
 - 5項 理事長、副理事長、理事の任期は3年とし、任期終了後も再選をさまたげない。
 - 6項 理事会は、チュチェ思想を研究普及する活動で、特出した功労を積んだ理事 に任期終了後、名誉称号を与える。
- 第7条 チュチェ思想国際研究所の理事は、以下の要件を満たす人から選出される。
 - 1) 社会的影響力のある人
 - 2)2年以上の活動歴のある人
 - 3) 当該チュチェ思想地域研究所の推薦を受けた人

- 2項 理事は、理事会会議において選出される。
- 3項 原則として同一国から選出される理事は2名をこえてはならない。
- 4項 理事はチュチェ思想国際研究所と連携をもち、活動状況を定期的に通報しなければならない。
- 第8条 チュチェ思想国際研究所は、各大陸にチュチェ思想地域研究所を置く。
 - 2項 チュチェ思想国際研究所は、各地域におけるチュチェ思想研究普及活動が円 滑かつ発展的におこなわれるようにチュチェ思想地域研究所と連携をとり、 協力する。
 - 3項 チュチェ思想国際研究所は、社会的影響力があり、行動力のある人士によってチュチェ思想地域研究所の役員が構成されるよう協力する。
 - 4 項 チュチェ思想国際研究所は、チュチェ思想地域研究所と密接な連携をもち、 各地域におけるチュチェ思想研究普及活動状況を掌握する。
 - 5項 チュチェ思想国際研究所は、各国のチュチェ思想研究組織が自国に根づいて 広範な人々に支持されるよう援助し、協力する。
 - 6項 チュチェ思想国際研究所は、各国のチュチェ思想研究組織との密接な連携の もと、各国におけるチュチェ思想研究普及活動状況を掌握する。
- 第9条 チュチェ思想国際研究所の執行機関は事務局である。
 - 2項 事務局は、本規約と理事会の決定により、チュチェ思想国際研究所の日常的 な活動を遂行する。
 - 3項 事務局は、事務局長、事務局員若干名により構成される。

- 4項 事務局長は理事長が任命し、事務局員は事務局長が任命する。
- 第 10 条 チュチェ思想国際研究所の財政は、チュチェ思想を支持する世界各国の団体および個人の寄付金とチュチェ思想国際研究所の収入で保障する。
- 第11条 チュチェ思想国際研究所の所在地は東京とする。
- 第12条 本規約は、理事会で改正することができる。
 - 附則 本規約は、2014年4月13日から施行する。